様式第17号の2(第43条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　　　出雲市消防長　　　　　　　様住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業(職)　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　(所有者、管理者)　　　　　 　　　　　　　　火災損害届(動産用) |
| 1 | り災日時 | 　　　　　年　　月　　日　　時　　分頃 | 損害見積額合計 |
| 2 | り災場所及び対象名 | 　 | 円 |
| 3 | 所有者(家主) | 　 |
| 4 | 火災保険の契約 | 保険会社名 | 動産の内訳 | 契約年月 | 保険金額(万円) |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 今後の連絡先 | 住所　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　電話 |
| 備考 | 　 |

　(注)　必ず、り災物件明細書を添付してください。

注意事項

　1　この届出は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。

　2　この届出の提出がなければ、り災の証明書を発行できない場合があります。

　3　この届出は、り災した建物1棟ごと又はり災した世帯ごとに作成し、り災した日から起算して5日以内に提出してください。

　4　この届出には、り災物件明細書を添付してください。

記入要領

［4の欄］　　1　動産の内訳は、家財道具一式、書画、骨とう、貴金属、商品一式、什器、備品、内部造作等契約内容を記入してください。

［備考欄］　1　届出人がり災物件の所有者以外の場合、り災物件との関係を明記してください。

◎不明な点の問い合わせ及び提出は、次の消防署へしてください。

○出雲消防署　0853―21―6926

○出雲西消防署　・本署　0853―43―8119

・佐田分署　0853―84―0915　・多伎分署　0853―86―2149

○平田消防署　0853―63―5519

○大社消防署　0853―53―2373

○斐川消防署　0853―72―0800

　　　　　　　調査担当者

　　　　　　　氏名

り災物件明細書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 品名種別 | り災種別 | 購入年月 | 数量 | 単価 | 購入金額 | 損害見積額 |
| (記入例)冷蔵庫 | 商品、原材料製品、その他 | 焼損 | 20年3月 | 1 | 120,000 | 120,000 | 12,000 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 商品、原材料製品、その他 |  |  |  |  |  |  |
|  | 商品、原材料製品、その他 |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 商品、原材料製品、その他 |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 商品、原材料製品、その他 |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 商品、原材料製品、その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 記入要領 | 損害見積額合計 | 　 |
| 　1　品名の欄は、テレビ、冷蔵庫、洋服タンス、机、水盤、ふとん、背広、和服等具体的に記入してください。なお、借家で内部造作した場合「内部造作」と記入してください。　2　り災種別の欄は、焼損、水損その他の別を記入してください。　　(1)　焼損とは、焼けたもの、熱で変質、変形したものなど。　　(2)　水損とは、消火するために、ぬれたもの、こわれたもの、よごれたものなど。　　(3)　その他とは、煙でよごれたもの、運び出すときこわれたもの、避難するときこわしたものなど。　3　損害見積額は、り災した物の時価を基準にして被害の程度により損害額を見積もってください。 |